

## 令和3年度秋田県放課後児童支援員認定資格研修 実施要項

### 1. 研修名称

令和3年度秋田県放課後児童支援員認定資格研修

### 2. 主催者

秋田県

担当：あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課

電話：018-860-1553

### 3. 研修運営者

特定非営利活動法人あきた子どもネット（研修運営業務受託事業者）

電話：070-5322-2068

### 4. 期日

別紙日程表のとおり

### 5. 時間

各回共通      9：00～ 9：20 受付  
                  9：20～10：50 1時限目  
                  11：05～12：35 2時限目

### 6. 受講科目

次に記載する全16科目（1科目90分）

- 1-① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
- 1-② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
- 1-③ 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ
- 2-④ 子どもの発達理解
- 2-⑤ 児童期（6歳～12歳）の生活と発達
- 2-⑥ 障がいのある子どもの理解
- 2-⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解
- 3-⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
- 3-⑨ 子どもの遊びの理解と支援
- 3-⑩ 障がいのある子どもの育成支援
- 4-⑪ 保護者との連携・協力と相談支援
- 4-⑫ 学校・地域との連携
- 5-⑬ 子どもの生活面における対応
- 5-⑭ 安全対策・緊急時対応
- 6-⑮ 放課後児童支援員の仕事内容
- 6-⑯ 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

7. 受講会場（新型コロナウイルス感染症の状況により、変更となる場合があります）

- (1) 県北会場 北秋田市交流センター 第1研修室  
(所在地：北秋田市材木町2番2号)
- (2) 県央会場 秋田県児童会館子ども劇場  
(所在地：秋田市山王中島町1番2号)
- (3) 県南会場 大仙市大曲交流センター 講堂  
(所在地：大仙市大曲日の出町2丁目7番53号)

8. 対象者

- (1) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「省令基準」という。）第10条第3項の各号のいずれかに該当する方で、放課後児童支援員として放課後児童健全育成事業に従事しようとする方（現在、放課後児童クラブにおいて児童の指導に従事している方（以下「現従事者」という。）を含みます。）
- (2) 一部科目修了証の発行を受けている方

9. 受講人数（新型コロナウイルス感染症の状況により、人数を減ずる場合があります。）

- ① 県北会場 40人程度
- ② 県央会場 100人程度
- ③ 県南会場 80人程度

10. 受講科目の一部免除

次のとおり受講科目の一部が免除となります。

- (1) 省令基準第10条第3項第1号に規定する保育士の資格を有する方の免除科目
  - 2-④ 子どもの発達理解
  - 2-⑤ 児童期（6歳～12歳）の生活と発達
  - 2-⑥ 障がいのある子どもの理解
  - 2-⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解
- (2) 省令基準第10条第3項第2号に規定する社会福祉士の資格を有する方の免除科目
  - 2-⑥ 障がいのある子どもの理解
  - 2-⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解
- (3) 省令基準第10条第3項第4号に規定する教員免許状を有する方の免除科目
  - 2-④ 子どもの発達理解
  - 2-⑤ 児童期（6歳～12歳）の生活と発達

11. テキスト

専用テキスト（第2版 発行：中央法規出版株式会社）を持参してください。

※同封のチラシを参照のうえ、受講決定通知が届いてから購入してください。

## 12. 受講申込方法

- (1) 別紙受講申込書に必要事項を記入し、22の申込先に郵送、ファクス又はE-mailで申し込んでください。
- (2) 現従事者は、予め従事している放課後児童クラブの事業者へ受講申込みを行う旨の報告をしてください。受講人数を超える申込みがあった場合に、事業者に協議することがあります。

## 13. 添付書類

- (1) 省令基準第10条第3項の各号のいずれかに該当することが分かる資料を添付してください。  
なお、第9号及び第10号に該当する場合は2の主催者にお問い合わせください。
- (2) 一部科目修了証の発行を受けている方は、修了証の写しを添付してください。

## 14. 受講申込書等の扱い

- (1) 受講申込書等に記載された情報は、本研修に関することに使用するほか、厚生労働省への資格認定者情報の報告及び都道府県間の相互の利用・提供のために使用します。その他には使用しません。
- (2) 提出された受講申込書等は返却しませんので、予め御了承ください。

## 15. 受講申込期限

令和3年7月12日（月）

## 16. 受講者の決定

- (1) 受講者の決定は主催者が行います。
- (2) 受講の可否については、受講申込みをされた方全員に8月上旬頃までに書面で通知します。8月5日（木）を過ぎても通知が到着されない場合には、お手数ですが、2の主催者に御連絡ください。
- (3) 受講人数を超えた申込みがあった場合は、一部科目修了証の発行を受けている方及び現従事者を優先します。  
※勤務先の放課後児童クラブ事業者と協議をさせていただく場合があります。

## 17. 本人確認

- (1) 研修の適正運営のため、受講の都度本人確認を実施します。
- (2) 本人確認は、受講票（顔写真貼付）により行いますが、初回のみ、受講票とあわせて運転免許証、健康保険証、パスポート等の公的機関発行の証明書の確認をしますので、持参してください。  
※マイナンバーカード（顔写真付き）は本人確認として利用できますが、「マイナンバー通知カード」は利用できませんので御注意ください。

## 18. 修了評価

- (1) 受講した科目毎にレポートを提出していただき、主催者において評価を実施します。
- (2) 遅刻、早退、離席等があった場合は、当該科目は履修となりませんので御注意ください。

19. 修了証の交付

- (1) 全科目を適切に履修したと認められる方に修了証を交付します。
- (2) やむを得ない理由により一部の科目を欠席した場合は、適切に履修したと認められる科目について一部科目修了証を発行します。

20. 注意事項

- (1) 本実施要項のほか、省令基準、放課後児童支援員等研修事業実施要綱の放課後児童支援員認定資格研修事業（都道府県認定資格研修ガイドライン）を熟読の上、申込・受講してください。
- (2) 本研修は来年度以降も継続して実施する予定です。

21. その他

受講申込書や省令基準等をあきたの結婚・子育て応援情報ウェブサイト「いっしょにねっと。」へ掲載するので御活用ください。

<https://common3.pref.akita.lg.jp/kosodate/>  で検索

22. 申込・問い合わせ先

特定非営利活動法人あきた子どもネット（研修運営業務受託事業者）

〒010-0955 秋田市山王中島町1番2号

（秋田県児童会館内）

TEL：070-5322-2068（月～金 9:00～16:00 祝日除く）

070-5327-1386（急を要する場合）

FAX：018-865-1110

E-mail：shienin28@akita-jidoukaikan.jp